

新見市立草間台小学校 いじめ問題対策基本方針

平成28年4月策定、平成30年4月改訂

いじめに関する現状と課題

・本校は、少人数ということもあって、子供たちは概ね仲の良い関係ではある。しかし、友達関係が固定化し嫌な気持ちを我慢していたり、教員の不在の場で好ましくない行動が起きたりする危険性は常にある。また、個人遊びはできるが集団で遊ぶことができず、友達とのコミュニケーションが不足する傾向も見られる。これは、ゲームやタブレットPC、スマートフォン・携帯電話の普及により、子どもたちが個々に遊ぶ機会が増えたことも原因のひとつであると考える。現在、生徒指導主事を中心に、自己肯定感や自尊・他尊感情の育成を行う積極的な生徒指導を行っている。未然防止の取組をより強く推進するためには、学校をあげた横断的な取組を行うと共に、保護者・家庭や関係機関との連携を密にし、いじめの芽やいじめの兆候、いじめにつながる生徒指導上の問題等にも丁寧かつ適切に対応していく必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための研修や学習の更なる充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外に、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題解決のための取組を行う。また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで自己有用感や自尊感情を育成する学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。

<重点となる取組>

・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。

・「人権週間」「いじめについて考える週間」において、児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さずトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・学校基本方針を説明し、学校はいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校運営協議会委員の協力を得て、地域の方々と懇談ができる機会を設定し、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等について、PTA対象の研修会を実施する。 ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。	い じ め 対 策 委 員 会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生しいじめ事案への対応 <対策委員会の開催時期> ・年3回開催(学期ごと、外部委員・学校運営協議会委員兼務も参加) <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。 <構成メンバー> ・校外 スクールカウンセラー、PTA会長、学校運営協議会委員等 ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭 全 教 職 員	<連携機関名> ・県教育委員会、市教育委員会 <連携の内容> ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣 <学校側の窓口> ・教頭、生徒指導主事 <連携機関名> ・新見警察署 <連携の内容> ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催 <学校側の窓口> ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	◎ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を5・6年生において行う。 ・全校児童に対してネットの利用状況を把握し、情報モラルに関する教育と啓発を児童・保護者両方に行う。 (その他) ○教員研修 ・教職員の指導力向上のための研修として、専門的な知識を持つ講師を招聘し、研修会を行う。 ○児童会 ・いじめについて考える週間において、児童会主催の児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 ○居場所づくり ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や自尊感情を育成する学校づくりを進める。
② 早期発見	◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握 ・児童の実態把握のためのアンケートを実施し、個別の教育相談を行う。また、保護者面談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。 (その他) ○相談体制の確立 ・どの職員にも相談できるということを児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声をかけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ○情報共有 ・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ○家庭への啓発 ・日頃から気になることや相談を気軽に担任や学校に連絡できるような声をかけをPTA総会や参観日に行い、保護者と連携を図っていじめの早期発見に努める。
③ いじめへの対処	◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携 ・いじめの発見、通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。 (その他) ○いじめの有無の確認 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ○いじめられた児童への支援 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ○いじめた児童への指導 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。